

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要領

制定 25食産第623号
平成25年5月16日
農林水産省食料産業局長通知

第1 趣旨

6次産業化ネットワーク活動交付金による事業の実施については、6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 採択要件等

実施要綱別表に定める、支援体制整備事業、推進事業及び整備事業の採択要件等については以下のとおりとする。

支援体制整備事業：別記1

推進事業：別記2

整備事業：別記3

第3 事業の実施手続等

1 事業実施計画等の作成

- (1) 実施要綱第4の1の事業実施計画は、支援体制整備事業については別表1、推進事業については別表2、整備事業については別表3により作成するものとする。
- (2) 実施要綱第4の2の都道府県事業実施計画は、別紙様式1号（別表）により作成するものとする。
- (3) 実施要綱第4の2ただし書の地方農政局長等との協議は、別紙様式1号及び別紙様式2号により行うものとする。

2 実施手続

- (1) 実施要綱第4の1の事業実施計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体のうち都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合に、都道府県知事の定めるところにより、市町村長を経由することができるものとする。
- (2) 市町村長は、(1)に基づき事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 市町村が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、整備事業は地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

第4 国の助成措置

国は都道府県に交付した交付金に不用額を生じることが明らかになった時は、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 実施要綱第7の1の事業実施状況の報告書は、別表4に規定する項目を含めて作成するものとする。
- 2 実施要綱第7の3に定める報告は、目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式3号により行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1の報告を受けた場合、進捗状況等その内容を検討し、必要に応じ、事業実施主体に対して適切な措置を講じるものとする。
- 4 国は都道府県知事に対し、2に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第6 事業の評価

実施要綱第8の事業実施主体の評価報告は、別表4に規定する項目を含めて作成するものとする、なお、具体的な評価・指導については、別記1から別記3により行うものとする。

附 則

この要領は、平成25年5月16日から施行する。

別記 1

支援体制整備事業

第 1 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、実施要綱別表の事業実施主体欄の 1 に定める者とする。
- 2 実施要綱別表の事業実施主体欄の 1 に定める特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。
 - (4) 各年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の認定の申請は、事業実施計画の提出の際、別紙様式 2 号を併せて都道府県知事に提出することにより行うものとする。

第 2 事業の内容等

本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 推進会議の開催

農林漁業者等の 6 次産業化の取組を推進するため、国、都道府県、市町村及び農林漁業関係団体等、多様な関係機関の担当者を参集した推進会議を開催する。

(交付対象経費)

推進会議開催費

講師謝金、講師旅費、会場借料、会場設営費、資料印刷費、開催案内作成費等

2 人材育成研修会の開催

6 次産業化を实践又は支援する人材を育成するための研修会を開催する。また、個別相談会を併せて実施できるものとする。

(交付対象経費)

(1) 人材育成研修会開催費

講師謝金、講師旅費、開催案内印刷・発送費（印刷費、発送費、発送賃金）、会場費（会場借料、会場等備品、会場整理賃金）、テキスト作成費（原稿料、資料印刷費）等

(2) 個別相談会実施費

講師謝金、講師旅費、開催案内印刷・発送費（印刷費、発送費、発送賃金）、資料作成費（原稿料、資料印刷費）、個別相談開催費等

3 交流会の開催

農林漁業者等と他の事業者等とのマッチング、異業種交流等を目的とした交流会を開催する。また、参加者へのアンケート調査の実施及び分析並びに個別相談会を併せ

て実施できるものとする。

なお、本取組は、県域外の多様かつ広範な関係者を参集して実施できることとする。
(交付対象経費)

(1) 交流会開催費

講師謝金、講師旅費、開催案内印刷・発送費（印刷費、発送費、発送賃金）、会場費（会場借料、会場等備品、会場整理賃金）、テキスト作成費（原稿料、資料印刷費）、アンケート調査費等

(2) 個別相談会実施費

講師謝金、講師旅費、開催案内印刷・発送費（印刷費、発送費、発送賃金）、資料作成費（原稿料、資料印刷費）、個別相談開催費等

4 農林漁業者等へのサポート活動

地方公共団体、農林漁業関係団体等を参集した6次産業化を推進する委員会を開催し、活動方針等を検討する。また、支援対象地域（都道府県ごとの地域。以下同じ。）で農林漁業者等に対応し、6次産業化、地産地消、農商工等連携を支援する人材（以下「支援人材」という。）を選定、登録、派遣する。さらに、支援対象地域の拠点において、相談窓口を設置し、農林漁業者等からの相談対応、案件の発掘、本事業の実施に関する情報発信、人材派遣等の日程調整及び進行管理を行うこととする。

(交付対象経費)

(1) 個別相談等実施費

講師謝金、講師旅費、開催案内印刷・発送費（印刷費、発送費、発送賃金）、資料作成費（原稿料、資料印刷費）、個別相談開催費等

(2) 事業推進費

企画立案推進員手当、企画立案推進員旅費等

(3) 事業管理運営費

管理運営員手当、資料印刷費（印刷費、発送費、発送賃金）、通信機器類等リース料、通信費、情報提供費、消耗品費等

第3 採択基準等

1 採択基準

- (1) 支援対象地域のニーズに応じた事業を実施する内容であると認められること。
- (2) 本事業を実施する場合、支援対象地域において支援ニーズ等を適切に把握し、支援業務を機動的に展開するため、事業を実施する支援対象地域には1か所以上の常設の拠点（常時、支援対象地域における本事業の業務実態を把握している担当者に連絡を取ることが可能な事務所等）が設置されていること。
- (3) 経験豊富なスタッフが事業の進行管理を行える体制となっていること。また、経理については、複数の者によるチェック体制が確立されていること。
- (4) 活動内容等について、広く農林漁業者等に周知・情報提供できる取組となっていること。
- (5) 事業を実施するに当たり、都道府県等、支援対象地域の関係機関との間で、随時連絡調整が行える体制がとられていること。

- (6) 国、地方公共団体を始めとした、関係機関や地域の多様な人材との連携体制が構築されていること。
- (7) 組織の財務状況について、事業を遂行するに当たり安定した事業運営が可能であること。

2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借り上げ経費
- (3) 交付金の交付決定前に支出される経費
- (4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (5) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費を証明できない経費

3 事業の実施に関する事項

- (1) 事業実施主体は、他の民間団体等に本事業を委託して行わせる場合には、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより都道府県知事の承認を得るものとする。
 - (ア) 委託先
 - (イ) 委託する事業の内容及びそれに要する経費
- (2) 第 2 の 4 の支援人材は、過去に同様の活動を実施した経験のある者の中から、事業実施主体が選定することとする。
- (3) 本事業は、特定の農林漁業者や企業、団体のみ利益追求のために実施するものではないため、事業実施主体及び支援人材は、本事業の実施に当たり、支援を受けた者から費用を受領することはできない。
- (4) 本事業を行うに当たっては、事業全体の責任者である統括企画推進員、事業実施に係る企画立案を行う企画推進員及び経理責任者を定め、事業執行体制を構築すること。
- (5) 事業実施主体は、本事業に関して知り得た業務上の秘密を、事業期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならない。

また、事業実施主体は、事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。
- (6) 事業実施主体は、事業の進行状況等を都道府県知事に随時報告するほか、都道府県担当者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努める。

- (7) 事業の目的を達成するために、都道府県知事は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、事業実施主体はこの指示に従わなければならない。
- (8) 都道府県が事業実施主体となる場合、都道府県職員の人件費は補助の対象外とすること。
- (9) 人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

別記2

推進事業

第1 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、実施要綱別表の事業実施主体欄の2に定める者とする。
- 2 実施要綱別表の事業実施主体欄の2に定める特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。
 - (4) 各年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の認定の申請は、事業実施計画の提出の際、別紙様式2号を併せて都道府県知事に提出することにより行うものとする。

第2 事業の内容等

本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 推進会議の開催

都道府県域内の農林漁業者等と多様な業種の事業者が参画して推進会議等を開催し、6次産業化ネットワークの構築やネットワークの下での6次産業化の推進事業について検討する。

(交付対象経費)

推進会議等開催費（講師謝金・旅費、会場借料、会場設営費、資料印刷費、試食実施費、開催案内作成費、通信費、消耗品費等）

2 プロジェクト調査・検討

1の6次産業化の推進事業の検討を踏まえて、プロジェクト検討会等を開催し、具体的なプロジェクトの計画策定等に必要事例調査や取組計画・工程表の策定等を行う。

(交付対象経費)

プロジェクト検討費（委員謝金・旅費、会議費、調査員手当・旅費、調査票印刷費、発送賃金、郵送料、集計整理賃金、資料印刷費、通信費、消耗品費等）

3 プロジェクトリーダーの育成

2のプロジェクトの円滑な実施に向けて、プロジェクトを主導する人材に必要な新商品開発や販路開拓等に関する知識・技術を習得し、プロジェクトリーダーとしての資質の醸成のための各種研修会等により、プロジェクトリーダーを育成する。

(交付対象経費)

研修受講費（講義費、旅費、テキスト購入費等）

4 新商品開発・販路開拓の実施

(1) 新商品開発

2のプロジェクトの中で、国産農林水産物及び当該農林水産物の副産物(以下「国産農林水産物等」という。)と加工技術を活用し、消費者等の需要に即した新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を行う。なお、本取組により確実に商品化し、産業として確立させていく観点から、3回を限度として、試作品の改良や分析を行うことができるものとする。

(交付対象経費)

新商品開発費(試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料等)

(2) 市場評価の実施

(1)の新商品開発により開発された試作品の試食会、試験販売及びアンケート調査を行い、消費者等の評価の集積を行う。

(交付対象経費)

市場評価実施費(調査員手当・旅費、会場借料、会場装飾費、資料印刷費、アンケート調査費等)

(3) 販路開拓の実施

(1)の新商品開発により開発された商品又は(2)の市場評価の実施により販売に取り組むこととされた商品(既に販売しているものは除く。)の販路を開拓するための商談会等への出展を行う。

(交付対象経費)

販路開拓費(商談会等への出展に要する費用、商品をPRするための試供品、ポスター、パンフレット等の作成費等)

第3 採択基準等

1 採択基準

- (1) 多様な事業者が連携(事業実施主体を含む3者以上)するネットワークを構築している又は構築する見込みであること。
- (2) ネットワークの構成員に、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。)第5条の規定に基づく総合化事業計画の認定を受けた者若しくは受ける見込みの者又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた者若しくは受ける見込みの者が含まれること。
- (3) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (4) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

- (5) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (6) 第2の4の(1)の新商品開発の実施に当たっては、国産農林水産物等を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであって、商品に新規性を有し、加えて主要原材料の仕入れ先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。
- (7) 食品安全に係る対策が適切に講じられるものであること。
- (8) 第2の4の(2)の市場評価の実施における試験販売に当たっては、次に掲げるすべての事項を満たすものとする。
- なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入を交付金事業に係る経費から差し引いて交付金額を計算するものとする。
- ア 第2の4の(1)の新商品開発において作製された試作品の販売に限定していること。
- イ 展示会等のブース、事業実施主体が所有又は自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。
- ウ 商品の仕様、顧客の評価等を測定・分析し、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。
- (9) 第2の4の(3)の販路開拓の実施の商談会等への出展に当たっては、国が実施する「食」に対する消費者の信頼向上のための施策を推進する取組(いわゆる「FCP」で推進される「展示会・商談会シート」の利用拡大等をいう。)を実施するよう努めること。

注) 1 「FCP」とは、消費者の食に対する信頼向上を図るために、食品事業者の意欲的な取組を活性化することを目的に、農林水産省が平成20年度から取り組むプロジェクト(フード・コミュニケーション・プロジェクト)をいう。

2 「展示会・商談会シート」とは、展示会・商談会の場で、商品の特性や食品事業者の取組を的確に伝えるためにFCPで開発した共通の様式をいう。

【参考】<http://www.food-communication-project.jp/>

- (10) 人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づき、算定すること。

2 事業の実施に関する事項

事業実施主体は、他の民間団体等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより都道府県知事の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借り上げ経費
- (3) 交付金の交付決定前に支出される経費
- (4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額。）
- (5) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費を証明できない経費

第4 事業収益状況の報告

事業実施主体は、第2の4の(1)の新商品開発に係る特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権をいう。以下同じ。）の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定その他事業の成果の供与により生じた過去1年間の収益又は事業により開発された商品を自ら販売した場合の過去1年間の販売実績等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、事業終了年度の翌年度以降3年間、毎年、別紙様式4号により事業収益状況報告書を作成し、各決算期の終了後(半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後)2月以内に都道府県知事に提出するものとする。

第5 収益納付

- 1 事業実施主体は、第2の4の(1)の新商品開発に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定その他事業の成果の供与又は事業により開発された商品を自ら販売したことにより相当の収益を得たと認められる場合には、(1)又は(2)により算定した額を、国庫に納付するものとする。
 - (1) 事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定その他事業の成果の供与により収益が発生した場合の納付額は、毎年度ごとの当該収益の額に、当該収益を取得したときまでに交付された交付金の総額を交付金事業に関連して支出された新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用の総額で除した値を乗じて得た額とする。
 - (2) 事業により開発された新商品を自ら販売したことにより相当の収益が発生した場合の納付額は、次の算式により算出した額とする。

$$E_i = \{(\sum A_i - \sum E_i) - (C - D)\} D / C - E$$

E_i : i 年度までに納付すべき収益額

ΣA_i : 初年度から i 年度までの売上高の累計

ΣE_i : 初年度から i 年度までの売上高を得るに要した費用（新商品の開発及び当該新商品の改良に要した費用を除く。）の累計

C : 新商品の開発及び当該新商品の改良に要した費用の累計

D : 交付金の確定額

E : 前年度までの納付額

(注) ① 初年度とは、交付金事業の終了の日の属する決算期の最初の日からの1年度間とする。

② i 年度とは、交付金事業の終了の日の属する決算期の最初の日から ($i - 1$) 年間を経過した日からの1年度間とする。

2 納付額の上限は、交付された交付金総額から、交付金事業に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。

3 収益納付すべき期間は、事業終了年度の翌年度以降3年間とする。

第6 事業の評価

1 実施要綱第8の事業実施主体の評価報告は、別表4に規定する項目を含めて作成するものとする。

2 都道府県知事は、1の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を別紙様式3号により目標年度の翌年度の9月末までに地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に報告するとともに、必要に応じこの評価報告を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。

3 都道府県知事は、2の点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合は、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

4 地方農政局長等は、2の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。
また、当該評価結果報告を食料産業局長へ報告するものとする。

5 地方農政局長等は4の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

第7 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益排除

交付金事業において、交付金対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付金対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、交付金交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（１）～（３）の関係にある会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する親会社、子会社、関係会社をいう。）から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （１）事業実施主体自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）事業実施主体の関係会社（（２）を除く。）

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）事業実施主体の関係会社（（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

別記3

整備事業

第1 事業実施主体

事業実施主体は、実施要綱別表の事業実施主体欄の3に定める者とする。

第2 事業の内容

1 農林漁業者団体による6次産業化ネットワークの取組

多様な事業者が参画するネットワークを構築し、その活用を通じて、農林漁業者団体が、六次産業化・地産地消法第5条又は第6条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に従って実施する同法第3条第4項に定める総合化事業に係る取組

2 農林漁業者団体等と中小企業者による6次産業化ネットワークの取組

多様な事業者が参画するネットワークを構築し、その活用を通じて、農林漁業者団体又は中小企業者が、農商工等連携促進法第4条又は第5条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）に従って実施する同法第2条第4項に定める農商工等連携事業に係る取組

第3 交付対象施設の範囲

交付対象となる施設は、次に掲げるものとする。

ただし、

① 第2の1の取組は、1及びこれと併せて行う2

② 第2の2の取組は、

i 事業実施主体が農林漁業者団体である場合は1及び2

ii 事業実施主体が中小企業者である場合は3

を交付対象とする。

1 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設

(1) 農林水産物等集出荷のために必要な施設

農林水産物等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物

(2) 農林水産物等処理加工のために必要な施設

処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械、建物

(3) 農林水産物の高付加価値化及び地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売施設・地域食材提供施設

(4) 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設

(5) 収穫後用病虫害防除のために必要な施設

農林水産物の病虫害防除に関する機械、建物

(6) 未利用資源活用のために必要な施設

農林水産業副産物、農林水産業廃棄物及び太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な機械、建物（売電を目的とする取組を除く。）

(7) (1)～(6)の附帯施設

2 農林水産物等の生産のために必要な施設等

(1) 簡易土地基盤整備

障害物除去、深耕、整地、客土、暗きょ排水、かんがい排水、農道整備、有機物投入等

- (2) 農業用水のために必要な施設
水源・貯水機械、建物
- (3) 営農飲雑用水のために必要な施設
家畜の飼育、園芸作物等の栽培(かんがい用施設を除く。)、農作物の洗浄のための機械、建物
- (4) 高生産性農業用のために必要な施設
農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の記に基づき交付の対象となる農業用機械・施設
- (5) 乾燥調製貯蔵のために必要な施設
乾燥機、糶摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵機械、建物
- (6) 育苗のために必要な施設
水稲、野菜等の育苗機械、建物
- (7) 水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設
養殖用生産機械、放流用の種苗の生産機械、建物
- (8) 高品質堆肥製造のために必要な施設
堆肥製造用・堆肥保管用機械、建物
- (9) 新技術活用種苗等供給のために必要な施設
新技術を活用した育苗・増殖・培養機械、建物
- (10) 特用林産物生産のために必要な施設
きのこ類等特用林産物の生産に必要な機械、建物
- (11) 農林水産物運搬のために必要な施設
農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械、建物
- (12) 未利用資源活用のために必要な施設
農林水産業副産物、農林水産業廃棄物及び太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な機械、建物(売電を目的とする取組を除く。)
- (13) (1)～(12)の附帯施設

3 食品等の加工・販売のために必要な施設

(1) 農林漁業者団体等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために整備する施設

農林漁業者団体等と中小企業者との間の、新商品の原材料となる連携農林水産物(商品の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している農林水産物をいう。以下同じ。)を有効に活用した食品等の加工・販売に必要な、当該新商品の製造過程に対応した機械・施設(販売施設は、加工機械・施設の整備と一体的に整備するものに限る。)

(2) (1)の附帯施設(当該新商品の加工・販売の用途に使用されるものに限る。)

第4 目標年度

認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画で定めた総合化事業又は農商工等連携事業の実施期間の最終年度

第5 採択基準等

1 採択基準

(1) 共通基準

- ① 事業規模(総事業費)が1億円以上である事業を実施する場合にあっては、原則として事業実施主体が5年以上の経営経験を有していること。
- ② 多様な事業者が連携(事業実施主体を含む3者以上)するネットワークを構築してい

る又は構築する見込みであること。

- ③ 整備を予定している機械・施設が、成果目標の達成に向け、適切であること。
- ④ 機械・施設的能力及び規模が適正であること。
- ⑤ 利用計画に基づく機械・施設の適正な利用が確実であると認められること。
- ⑥ 組織の収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- ⑦ 整備を予定している機械・施設で加工された製品の販売（販路）等に関する計画が明らかになっていること。
- ⑧ 実施要綱第3の3に定める費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。
- ⑨ 目標年度において、事業の成果目標の達成が確実と見込まれること。
- ⑩ 事業実施主体の直近3か年の経営状況について、原則として、3期連続して経常損失を計上していないこと、かつ、直近の決算において債務超過（貸借対照表上負債が資産を上回った状態）でないこと。
- ⑪ 事業実施主体において事業実施主体負担分の資金計画が明らかになっていること。

(2) 農林漁業者団体による6次産業化ネットワークの取組の基準

本事業で扱う農林水産物について、事業実施主体がおおむね50%以上（取扱量又は取扱金額）生産を行っている又は生産を計画していること（事業実施主体の構成員等及び連携する事業者が生産する場合も含む。）。

(3) 農林漁業者団体等と中小企業者が連携して行う6次産業化ネットワークの取組の基準

中小企業者が事業実施主体となる場合は、目標年度まで新商品の原材料となる連携農林水産物について、50%以上（仕入量又は仕入金額）を連携する農林漁業者団体等から調達すること。農林漁業者団体が事業実施主体となる場合は、目標年度まで新商品の原材料となる連携農林水産物について、50%以上（取扱量又は取扱金額）を連携する中小企業者に供給すること（事業実施主体の農林漁業者団体以外の連携する農林漁業者が生産する場合も含む。）。

2 事業の実施に関する事項

- (1) 交付対象事業費は、当該施設等を整備する都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等は、それぞれの目的に合致しているものとする。

なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施行を積極的に認めることとし、当該直営施行に係る人力施工費の全額又はその人力施工費のうち資材費のみを交付の対象とすることができるものとする。

- (2) 見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を徴収し比較検討するものとする。

- (3) 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業による交付の対象としない。

- (4) 交付の対象とする機械・施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

- (5) 既存施設又は資材の有効利用及び事業費の低減の観点からみて、新品新材を利用するほか、増築、改築、併設等の事業又は古品古材（中古農業機械を含む。以下同じ。）の利用による事業も交付の対象とする。

なお、既存施設の取壊し及び撤去に係る経費は交付対象としない。また古品古材を利用する場合は、材質、規格、形式等が新品新資材と一体的な施行及び利用管理を行う上で不都合のないものであるものとする。

- (6) 個人機械及び施設並びに目的外使用のおそれの多い施設は、交付の対象としないものと

する。

- (7) 既存の機械・施設の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備すること（いわゆる更新）並びに交付の対象とする施設のうち附帯施設のみは、交付の対象としないものとする。
- (8) 交付の対象となる施設等の附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ及び運搬台車であって低額なもの並びにフォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きのフォークリフトを除く。）は、交付の対象としない。

第6 事業の評価

- 1 実施要綱第8の事業実施主体の評価報告は、別表4に規定する項目を含めて作成するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を別紙様式3号により目標年度の翌年度の9月末までに地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に報告するとともに、必要に応じこの評価報告を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合は、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 4 地方農政局長等は2の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。
なお、当該評価結果を食料産業局長へ報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は4の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

第7 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益排除

交付金事業において、交付金対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付金対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、交付金交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（1）～（3）の関係にある会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する親会社、子会社、関係会社をいう。）から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社（(2)を除く。）

2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上

総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
(3) 事業実施主体の関係会社((2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。